

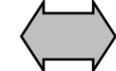
## 6 目指すべき交通ネットワークのイメージ

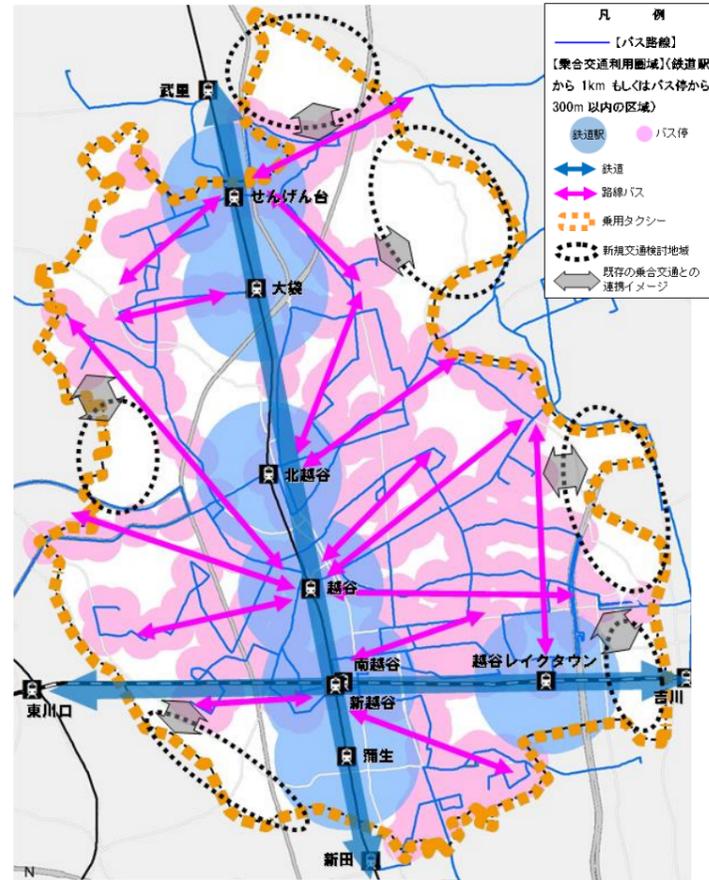
基本方針1に基づき、越谷市の交通ネットワークの形成方針を以下のとおりとします。

●各公共交通機関の役割を明確にし、既存の公共交通網を活用

-  鉄道 他都市との広域移動を担う移動軸、また大量の移動需要に対応する役割を担う
-  路線バス 地域間または地域内の移動を担い、また、鉄道とタクシーの中間の移動需要に対応
-  タクシー 福祉や観光を含めた多様な利用者ニーズにきめ細かく対応

●新規交通検討地域では、既存の乗合交通と連携できるように、市民、事業者及び市の協働による、持続可能な公共交通の構築を検討します

-  新規交通検討地域
-  既存の乗合交通との連携イメージ



## 7 計画の実現に向けた評価指標

計画の実現に向けた評価指標は以下のとおりとします。

### 指標1 公共交通に対する満足度



※公共交通の満足度：市政世論調査における鉄道、バス、タクシーそれぞれの満足度の平均値（各交通機関における「とても満足」、「やや満足」の回答比率の合計を、その交通機関の満足度とする。）

### 指標3 公共交通の利用頻度



※公共交通の利用頻度：市政世論調査における鉄道、バス、タクシーそれぞれの利用頻度の平均値（各交通機関における「常に利用している」、「よく利用している」、「ときどき利用している」の回答比率の合計を、その交通機関の利用頻度とする。）

### 指標2 乗合交通利用圏域のカバー率



※乗合交通利用圏域のカバー率：鉄道駅1km、バス停300mの範囲でカバーされる面積比率

### 指標4 公共交通の利用者数



※1日平均利用者数：市内の鉄道駅、路線バス、タクシー、新たな公共交通の利用者数の合計値

## お問合せ先

越谷市地域公共交通計画 令和3年(2021年)8月  
 発行：越谷市 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
 048-964-2111 (代表)  
 編集：越谷市 都市整備部 都市計画課

# 越谷市地域公共交通計画 令和3年(2021年)8月 概要版

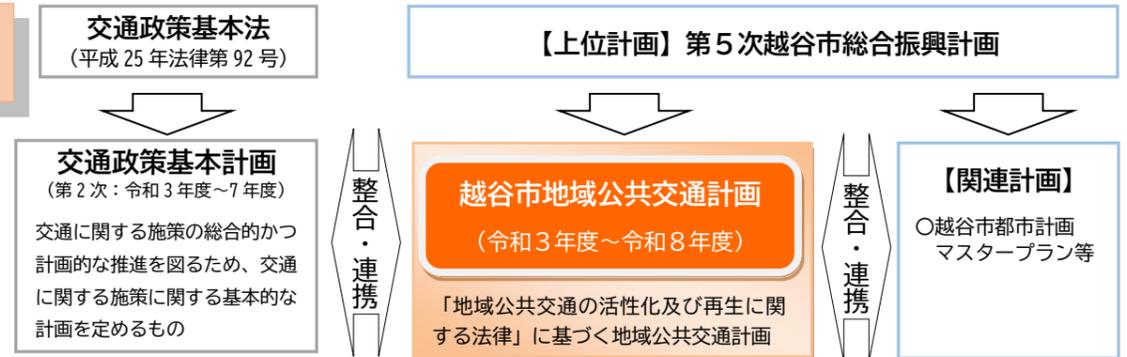
## 1 計画策定の趣旨

- 本市では、まちづくりを支える公共交通網の充実を図るため、平成27年度に「越谷市地域公共交通網形成計画（平成28年度～令和2年度）」を策定しました。この計画では計画目標を定め、その達成に向けた具体的な取組みを設定し、新たな公共交通の導入の検討や公共交通ガイドマップの作成などの事業を実施してきました。
- 近年、人口減少等に伴い公共交通サービスの維持・確保が厳しくなる一方、高齢者の運転免許の返納が増す等、地域の移動手段を確保することがますます重要になっているため、国は、令和2年（2021年）に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正しました。これにより「地域公共交通網形成計画」の目的が、地域全体の輸送資源を対象とした地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保とされ、併せて計画の名称も「地域公共交通計画」に改められました。
- このような背景のもと、従前の計画の基本方針を踏まえつつ、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する次期計画として、「越谷市地域公共交通計画」を策定します。

## 2 計画の区域、計画の期間

計画の区域：越谷市全域  
 計画の期間：令和3年度～令和8年度の6年間

## 3 計画の位置付け



## 4 越谷市の公共交通の課題

### 課題1 少子高齢化に伴い、公共交通網の維持・充実が必要

- 人口は令和4年の34.6万人をピークに減少に転じ、高齢化率は年々上昇する見通し（令和32年には34.7%）
- 市街化区域に人口が集中する一方、市街化調整区域は人口が分散し、高齢化率が高い
- 全国的に、高齢者の運転免許返納件数が増加

### 課題2 公共交通による乗合交通利用圏域の減少への対応に、地域全体で取り組むことが必要

- バス路線の新設があるものの、休止や廃止も行われており、乗合交通利用圏域は減少（令和2年度：約70%）
- 市内の車両を保有する事業者のうち約3割は、公共交通を補完する交通手段としての対応が可能と回答
- 全国的に乗合自動車の運転手が減少しており、バス路線の維持に影響を及ぼしている

### 課題3 鉄道駅周辺が主たる交通結節機能をもつため、鉄道駅周辺の公共交通環境を改善することが必要

- 本市の公共交通網は、鉄道駅を中心としたバス路線網が構築されている
- 本市の公共施設や商業施設などの多くは、鉄道駅周辺に集中して立地している
- 市内から市外（都内など）へ移動する人の多くが、鉄道を利用している

### 課題4 新技術をどのように利用するか検討することが必要

- MaaSの導入や新技術は、乗合交通利用圏域の拡大や、観光振興の一翼を担うものとして期待されている
- 越谷市を含む周辺7市町で設立された「新たなモビリティサービスによる「まち」づくり協議会」では、新技術を活用し、シームレスで、安全で自由に移動できる社会の実現を目指すこととしている

基本方針1

地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成

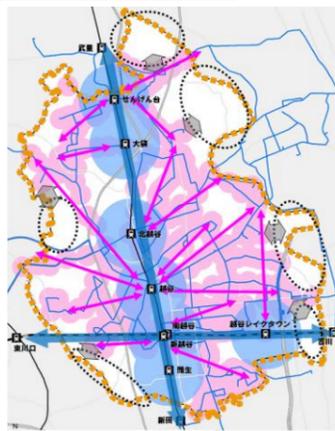
地域住民の誰もが気軽に乗合交通を利用し移動できるよう、バス路線の維持・充実を図ることを軸としながら、地域住民、公共交通事業者及び市が連携し、地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成を図ることで、乗合交通利用圏域の拡大を目指します。

実施事業1-1 バス路線の維持・充実（継続）

- ・バス事業者と市が連携し、利用者のニーズに応じたバス路線の維持、新設や見直しに努める
- 【実施主体】：市、事業者、市民

実施事業1-2 関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（継続）

- ・乗合交通が利用しづらい地域において、地域に適した運行形態の検討、事業者の既存の車両を活用した運行手段の検討を実施
- ・モデル地区の検討状況を踏まえ、ガイドラインを作成し、他地域への活用、展開を目指す
- 【実施主体】：市、事業者、市民



図：新規交通検討地域（黒破線の囲み）

実施事業1-3

地域の多様な輸送資源を活用する取り組みの検討（新規）

- ・既存のバス路線では行き届かない移動ニーズを満たすため、また、新たな公共交通の導入が難しい新規交通検討地域において地域旅客輸送サービスを確保するため、地域公共交通活性化再生法の輸送資源を総動員する考え方にに基づき、市内の多様な輸送資源（自家用有償旅客輸送、福祉輸送、企業の送迎バス等）を活用する取り組みを検討
- 【実施主体】：市、事業者（交通事業者以外の事業者含む）



資料：輸送資源の総動員による移動手段の確保イメージ（国土交通省資料）  
URL <https://www.mlit.go.jp/common/001374657.pdf>

基本方針2

誰もが利用しやすい公共交通環境の整備

本市の公共交通網が鉄道駅を中心に形成されていることから、車両、鉄道駅並びに鉄道、バス、タクシー等乗り継ぐ交通結節点の機能強化を図ることで、地域住民はもとより、誰もが利用しやすい公共交通環境を整備し、公共交通サービスの向上を目指します。

実施事業2-1 公共交通利用環境の改善（継続）

- ・バス等の待合環境整備、バスまちスポット等の登録拡大
- 【実施主体】：市、事業者

実施事業2-2 サイクル&バスライドの推進（継続）

- ・サイクル&バスライドの拡大に向け、駐輪場の必要性や可能性の検討、並びに整備、周知を実施
- 【実施主体】：市、事業者、市民

実施事業2-3 ノンステップバスの導入促進（継続）

- ・誰もが利用しやすいノンステップバスの導入促進を図る
- 【実施主体】：市、事業者

実施事業2-4 鉄道駅のバリアフリー化（継続）

- ・ホームドアの設置推進、駅ホームでの声かけサポート講習会を実施
- 【実施主体】：市、事業者、市民

実施事業2-5 鉄道駅における乗り継ぎ円滑化（継続）

- ・鉄道、路線バス、タクシーの情報に加え、観光案内などの情報を追加した案内板（多言語対応）を整備
- 【実施主体】：市、事業者

実施事業2-6 新たなモビリティサービスの検討（新規）

- ・市民の公共交通の利用状況やニーズを踏まえ、本市における持続可能な交通ネットワークの形成に向け、次世代モビリティの導入の可能性を検討しながら、ICTを活用した本市におけるMaaSのあり方を検討
- 【実施主体】：市、事業者

実施事業2-7 バスロケーションシステムの導入促進（新規）

- ・バスロケーションシステムの導入など、利用者へ運行情報を提供する取り組みを進め、周知することで、路線バスの利用促進を図る
- 【実施主体】：市、事業者

実施事業2-8 交通系ICカードの導入促進（新規）

- ・MaaSと組み合わせ、公共交通の利便性を高める効果があると考えられる交通系ICカードの導入の取り組みを進め、公共交通の利用促進を図る
- 【実施主体】：市、事業者

基本方針3

「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の醸成

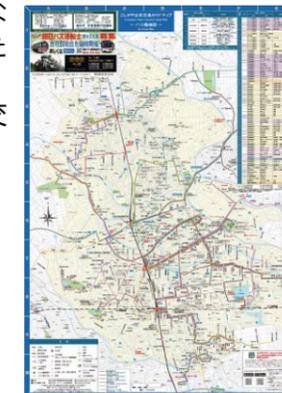
持続可能な交通ネットワークの形成に向け、公共交通サービスに係る情報を発信することや、公共交通利用初心者などへ公共交通の利用方法を普及することで、「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の醸成を図り、公共交通の利用促進を目指します。

実施事業3-1 モビリティ・マネジメント（継続）

- ・市とバス事業者の協力による「バスの乗り方教室」の開催や、出前講座による本市の公共交通の考え方の周知により、日常生活における移動手段として公共交通を活用するきっかけとなるような取り組みを検討
- 【実施主体】：市、事業者、市民

実施事業3-2 公共交通に関する情報案内の充実（継続）

- ・鉄道、バスの路線網や、タクシーの営業所など、市内の公共交通に関する情報を網羅した公共交通ガイドマップを作成し、公共施設・民間施設へ配布することで、さらなる公共交通の利用促進を図る
- 【実施主体】：市、事業者、市民



図：こしがや公共交通ガイドマップ

実施事業3-3 バス・タクシー運転者の確保・育成（新規）

- ・事業者による運転者の積極的な募集、育成とともに、運転者を確保するためのさらなる取り組みとして、バス・タクシー事業の魅力を紹介し、バス・タクシー運転者の増加に結びつく取り組みの推進を図る
- 【実施主体】：市、事業者

資料：広報誌への掲載例（国土交通省資料）  
URL <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/leaf0708.pdf>



実施事業3-4 シルバーサポーター制度の導入促進（新規）

- ・高齢者の交通事故の抑制と、公共交通の利用促進をはかるため、公共交通事業者や、公共交通によるアクセス性が高い店舗へ、「シルバーサポーター制度」の導入を促進する
- 【実施主体】：市、事業者